## (要領様式第1号)

# 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。)に 基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

> 6 上伊地環第 52 - 2 号 令和 6 年 (2024 年) 9 月 3 日

長野県上伊那地域振興局長

## 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの (○を付す)
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	$\circ$
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書 (写)	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

## 2 公表する事項

2 公表する事項								
事 項		内 容(該当する項のみに記載する)						
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主た る事務所の所在地)		有限会社南信チップセンター 代表取締役 宮内 裕司 長野県飯田市伊豆木 6139番地 1						
申請	の区分(Ⅰ)	産業廃棄物処理施設の設置許可						
	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市伊豆木 6127 番、6130 番、6138 番						
条例第39条	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第 8号の2に規定する木くずの破砕施設(移動式兼用)						
	③処理を行う廃棄物の種類	<ul><li>○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。</li></ul>						
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○木くずの破砕施設(移動式兼用) ①269.656 t/目(33.707 t/h:8時間) ②69.264 t/日(8.658 t/h:8時間) ③349.456 t/日(43.682 t/h:8時間) ④152.632 t/目(19.079 t/h:8時間)						
	⑩対象周辺地域の範囲	飯田市 川路八区 飯田市 三穂第 13 組合 飯田市 三穂第 6 組合						
	<ul><li>⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲</li></ul>	飯田市長 対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若し くは事業場を有する者 対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者						

		<u></u>		
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び 日時	(場所) 長野県飯田市伊豆木 6139 番地 1 有限会社南信チップセンター 事務所内 (期間) 事業計画協議終了日まで (時間) 午前 8 時から午後 5 時まで		
	(3)対象関係住民に対する事業計画説明 会の開催日時及び場所	(日時) 令和6年10月8日(火) 午後7時から (場所) 飯田市伊豆木4129番地3 三穂第6組合集会所 (日時) 令和6年10月9日(水) 午後7時から (場所) 飯田市下瀬269番地1 下瀬集会施設 悠愛館 (日時) 令和6年10月11日(金)午後7時から (場所) 飯田市川路5763番地1 川路八区公民館		
関係図書	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課		
	縦覧期間	事業計画協議終了まで(土日・祝日その他の県の休日 を除く。)		
の縦覧	縦覧時間	午前8時30分~午後5時		

## 3 提出できる意見

今回提 出でき る意見	根拠	対    象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
0	第 41 条	<ul><li>○第36条第1項の対象関係市町村長</li><li>○第36条第1項の対象関係住民</li><li>○事業計画書について生活環境付金上の見地から意見を有する者</li></ul>		17 号	提出期限 令和6年11月11日 (月) 提出先 〒399-2434 飯田市伊豆木 6139番 地1 (有)南信チップセン (意見書の写しを地域 振興局にも きましの提出た】 〒396-8666 伊那市荒井3497 長野県上伊藤乗物対策 課

\*「今回提出できる意見」に〇印のあるものについて意見書の提出ができます。

## 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。